年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 34 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 45 件

国民年金関係 19件

厚生年金関係 26 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月から 13 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年1月まで

平成 12 年 3 月に A 株式会社を退職する際、同社の社会保険手続を担当する社会保険労務士から、国民年金に加入するように勧められ、B 社会保険事務所(当時)で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて毎月納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 3 月にA株式会社を退職する際、同社の社会保険手続を担当する社会保険労務士から、国民年金に加入するように勧められ、同年 4 月ころにB社会保険事務所で健康保険任意継続の加入手続を行った際、同事務所の健康保険の窓口とは別の窓口で、国民年金の加入手続を行ったと思うとしており、同社の顧問である社会保険労務士は、当時、一般的に、同社を退職する者に対して、健康保険任意継続及び国民年金の加入手続について、説明していたとしている上、同事務所では、当時、健康保険の窓口とは別の場所にあった国民年金の窓口で、国民年金加入手続関係書類を本人から預かり、市町村に送付することはあったとしている。

また、申立人は、納付書に現金を添えて、当時居住していたC市内の銀行の窓口で毎月保険料を納付した(同市役所の窓口で保険料を納付したこともあったと思う)としており、同市では、当時、毎月納付書により、銀行及び市役所の窓口で保険料を納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間より後について、国民年金保険料の未納は無く、国民年金被保険者種別変更手続も適切に行われている上、申請免除期間であった平成5年4月から8年3月までの期間のうち7年2月から8年3月までの期間については、17年2月に追納しており、納付意識は高いと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで

② 昭和39年7月から同年9月まで

A区役所の出張所で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたので、 申立期間①について未納となっているのは納得できない。申立期間②に ついては、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、還付された 期間なので、可能であるならば、国民年金を納付していたものと認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、 国民年金保険料を還付したことを示す「還付 38.4~39.9まで 1,800 円(41.3.10)」との記載があり、昭和 38年4月から 39年9月までの 保険料額と記載された還付金額は一致しており、申立期間②を含む 38 年4月から 39年9月までの保険料を還付した事実を疑わせる事情は見 当たらない。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和 37 年 10 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39 年 7 月 2 日に同資格を喪失し、さらに、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることから、本来であれば、同年 7 月 2 日から同年 10 月 1 日までの期間は強制加入被保険者として国民年金の被保険者となるべき期間であるが、オンライン記録によると、申立人の当該期間は未加入期間と

されており、保険料を還付する前は納付済期間となっていたことから、 この期間については納付済期間とする必要がある。

2 申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は、A区役所の出張所で毎月納付して国民年金手帳に判を押してもらった、納付書で納付した記憶は無いとしているところ、下記の国民年金手帳記号番号の払出時期(昭和 38 年 11 月)からみると、当該期間は、過年度納付となり納付書による納付となる期間又は時効で納付できない期間であり、印紙検認方式で納付できる期間ではない上、同区役所では、同区(出張所も含む)では過年度納付について取り扱っていなかったとしている。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 11 月に 払い出されており、同払出時期からみると、当該申立期間の一部は時 効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

A区に住んでいたころ、B出張所で夫婦二人分の保険料を納付している。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区在住時に、同区から送付された納付書を持参して近くの B出張所で国民年金保険料を納付していたと主張するところ、同区の申 立期間当時の広報紙には、出張所の窓口で保険料を納付することができ ること、及び区から納付書を送付する旨が記載されており、同区でも、 申立人の納付方法は広報紙に記載の方法に該当すると思うとしている上、 申立人と同じ町内に在住していたとする者からも、申立期間当時、納付 書により同出張所の窓口で保険料を納付したとの証言がある。

また、申立人は、20 歳到達と同時に国民年金に加入し、申立期間を除く加入期間については、納付し忘れたとする1か月の未納期間を除いて、すべての保険料を納付しており、申立期間も6か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしており、申立期間の申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月

② 平成7年1月から同年3月まで

私は 20 歳になったとき国民年金に加入した。結婚して妻が国民年金に加入してからは、夫婦二人分の保険料を妻が郵便局や銀行で納付していた。

納付したはずの1か月分と3か月分が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間中に未納は無く、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間②について、同期間の直前で同一年度である平成6年 12 月分は過年度納付されており、その時点では申立期間も過年度納付が 可能であり、納付意識の高かった申立人が納付しなかったとは考え難い。

さらに、それぞれ1か月、3か月と短期間である申立期間①及び②の国 民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

昭和 51 年6月に国民年金に任意加入し、付加年金にも加入した。61 年3月までの任意加入期間中、すべて付加保険料を納付してきたのに、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月12日に国民年金に任意加入し、同日に付加保 険料納付の申出を行い、61年4月に第3号被保険者となるまで申立期間 を除き付加保険料を納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えら れる。

また、申立期間の国民年金保険料は現年度納付されていることがオンライン記録により確認できるところ、A区では、申立期間当時、付加保険料は国民年金保険料と合わせて1枚の納付書で納付する様式であったとしていることから、現年度の保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年1月から同年3月までの期間及び 49 年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から47年3月まで

② 昭和49年1月から同年3月まで

③ 昭和49年7月から同年9月まで

Aを営んでいた夫と結婚後、20歳になってすぐに以前から国民年金に加入していた夫に勧められ、夫とB市役所に出向き加入手続をした。保険料は、老後に年金がもらえなくなると困るので、未納が無いように注意して私が二人分を当初は市役所で、後はC銀行(現在は、D銀行)E支店で納付した。ねんきん特別便を見て申立期間が未納となっていることが分かったがきちんと納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い 出された昭和47年度以降60歳到達まで申立期間②及び③を除き未納期 間は無く、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間②及び③後の昭和 50 年1月から同年3月までの保険料を50年6月27日に過年度納付していることがB市国民年金被保険者名簿により確認でき、当該時点では申立期間②及び③は過年度納付が可能であり、納付意識の高かった申立人が過年度納付をしたと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人は、20 歳になってすぐにその夫とB市 役所で加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 昭和48年1月10日ころに払い出されており、申立人が加入手続したとする時期と相違する上、払出時点では申立期間の一部は時効により納付できない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月及び同年6月

申立期間の前後はA市で県の臨時職員としてB事務所に勤務していた。 当時の私の勤務条件は、10 か月勤務して2か月休み、その後同じ職場 に復職する条件であったため、2か月の休みの期間に入るとすぐに厚生 年金保険から国民年金への切替手続をして国民年金保険料を納付してい たはずである。未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後はA市で県の臨時職員としてB事務所に勤務しており、当時の申立人の勤務条件は、10 か月勤務して2か月休み、その後同じ職場に復職する条件であったため、2か月の休みの期間に入るとすぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続をして国民年金保険料を納付していたはずであるとしているところ、申立期間以外の厚生年金保険から国民年金への切替手続はその都度適切に行われており、申立期間のみ国民年金への切替手続をせずに、国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、 保険料の納付意識が高いものと認められることから、2か月と短期間の申 立期間の保険料を未納とするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和41年4月から43年9月まで

私の伯母がA地でBを営んでおり、その伯母からBの仕事を手伝ってほしいと言われ、昭和 37 年5月に転居した。当時、集金人が国民年金の保険料の集金にやってきて、伯母の勧めもあり、国民年金に加入し、保険料を納付した。その後、3か月ごとに集金人がやってきて、3か月分の保険料をその都度納付してきた。当時、同居していた従姉妹夫婦も同じ集金人に保険料を納付していた。従姉妹夫婦の申立期間の納付記録は納付済みとなっているのに、同じように納付してきた私の納付記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、3か月ごとに集金人が国民年金保険料の集金にやってきて、3か月分の保険料をその都度納付してきたとしているところ、オンライン記録にある申立人の国民年金手帳記号番号(*)とは別の国民年金手帳記号番号(*)が確認でき、当該番号には昭和 41 年4月から 43 年9月までの国民年金保険料収納記録があり、漢字、カタカナ両方の氏名及び申立期間当時の住所が一致することから、この記録は、申立人の保険料納付記録であると推認できる。

また、C区役所から、申立期間当時、区の職員が出張検認により国民年金保険料を集金していたことが確認できたことから、申立人の申述に不自然さは見られない。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の従姉妹夫婦から、申立人が集金人に国民年金保険料を納めているのを見たことがあると証言が得られた。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年12月まで

私は 19 歳から伯父の経営するA店で働いていた。申立期間の国民年金保険料は、伯父が私の給与から天引きしたお金で納付してくれたはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時その伯父の経営するA店で働いており、その伯父が給与から天引きして納付したはずであると主張しているところ、申立人は第1回特例納付で納付した際に発行された納付書・領収証書を所持しており、当該納付書・領収証書には、納付期間が申立期間を含む昭和41年1月から45年3月まで、保険料は1万5,150円と記載されているが、この納付書・領収証書については、その金額と納付期間が整合していない。一方、国民年金被保険者台帳(旧台帳)には、第1回特例納付による納付期間が「昭和42年1月から43年12月まで」と記載されていることから、42年1月から45年3月までの期間を過年度納付と第1回特例納付で納付したとして計算すると1万5,150円となり、申立人が所持している納付書・領収証書に記載されている保険料額と一致することから、行政側が納付期間等を書き間違えたものと考えられ、不足している申立期間の12か月分の保険料は別途差額納付書により納付されたものと推認される。

また、申立人の伯父が第1回特例納付の時期に過去の未納期間について 国民年金保険料をさかのぼって納付しているのに、12 か月と短期間の申 立期間が未納となっているのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年6月まで

② 昭和43年4月から47年3月まで

③ 昭和55年10月から56年3月まで

申立期間①については、A区役所の集金人に3か月ごとに月額100円の国民年金保険料を入籍する前から夫婦二人分一緒に納付したはずであり、申立期間②については、B市の「C店」の奥さんが集金に来て、夫婦二人分を一緒に1年分ずつ前納したはずであり、申立期間③については、昭和55年12月にB市からD市に転居をする際、B市役所で納付したはずである。それらの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について 申立人は、その夫と入籍する前の昭和 35 年ころからE地のその叔母の家に同居しており、国民年金保険料をA区役所の集金人に夫婦二人分一緒に納付したはずであると主張しているところ、申立人の長女の誕生日は 38 年*月の婚姻日から4か月後の同年*月であり、入籍前から夫と同居していたとする申立人の主張に不自然さは見られない上、申立期間①の保険料の納付方法、印紙の色、納付金額等に関する記憶は具体的で信憑性が認められる。

また、申立期間①の国民年金保険料を一緒に納付したとするその夫に係る国民年金被保険者台帳(旧台帳)によれば、昭和40年度及び41年度の国民年金保険料の納付日が昭和45年3月31日となっており、第1回特例納付の時期から外れている等不自然である上、41年度の保険料

は国民年金被保険者台帳(旧台帳)では納付済みなのに、オンライン記録では未納となっており、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は制度発足前の昭和35年10月1日となっており、38年8月ころF区で払い出された国民年金手帳記号番号と別の手帳記号番号がA区で払い出されていた可能性も考えられる。

2 申立期間③について、申立人は、昭和55年12月にB市からD市に転居する際、B市役所で納付したはずであると主張しているところ、D市の住民票により、申立人は、55年12月27日にB市からD市に転居したことが確認できる上、申立人が記憶している申立期間③当時の保険料額やB市役所での国民年金に係る職員との会話の状況は具体的でその内容に信憑性が認められる。

また、申立期間③直前の昭和 55 年4月から同年9月までの期間が、申立人が所持していた国民年金保険料領収証書により、平成9年2月に記録訂正がなされており、行政側の記録管理に誤りが認められる上、申立期間③は6か月と短期間である。

3 一方、申立期間②について、申立人は、B市の「C店」の奥さんが集金に来て夫婦二人分の国民年金保険料を1年分ずつ前納したはずであると主張しているが、当時、B市では国民年金委員による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できるものの、当該「C店」の奥さんが国民年金委員であったかは不明であり、納付したとする金額が国民年金保険料であったことも確認できない上、申立期間②はその夫の保険料も未納である。

また、申立期間②の国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 3219 (事案 2198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は高校卒業後Aに勤め、お金をためてB大学C部D科に通っていた。 Aを退職する際に、そこの職員に国民年金に加入するように指導され、 退職後すぐにEの近くにある役所で国民年金の加入手続を行った。申立 人が勤務していたAの所長はB大学に進学する際の保証人となっていた。 アルバイトをしながら、学費と生活費を稼ぎ、保険料は月々近所のF 銀行やG郵便局で納付していた記憶がある。H地にいた時に納付した分 が未納となっているが、私の性格上あり得ないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたAを退職した後、H地で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 51 年9月ころI区で払い出され、これより前にH地で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がみられないことから、申立期間当時はH地での国民年金保険料の納付はできなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年8月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人の旧姓と同姓同名の者に、国民年金手帳記号番号が昭和 45 年*月から同年*月ころにかけてJ村(現在は、K市)において払い出され付番されていることが確認され、その払出時期は申立人が 20 歳となるころであること、及び払出しが申立人の実

家のある住所地であることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され国民年金手帳が交付されていたと推認できる。

このことから、申立人は、会社退職後既に所持していた年金手帳により区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、国民年金の加入手続を 指導したとする当時の職場の職員及びB大学入学時の保証人であったと するAの所長の氏名等も具体的に覚えており、申立期間に国民年金の加 入手続を行い、保険料を納付したとする主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入し、種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識も高いと認められる。

加えて、12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できな かった特段の事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年3月まで

20 歳になったころ、母親が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の保険料も母親が納付してくれた。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続や申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和54年6月14日に払い出されていることが確認でき、払出時点では、申立期間は保険料の過年度納付が可能な期間である。

また、一緒に納付したとする申立人の兄の申立期間は納付済みとなっている上、申立人の母親が、22 か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで

昭和 60 年ころにA市役所から国民年金に加入するよう連絡があり、 同市役所B支所で加入手続をした。

未納期間を 20 歳までさかのぼり、未納期間の国民年金保険料は一括で納付せず分割にしてもらい、現年度保険料とともに同支所で納付していた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年ころにA市役所B支所で国民年金加入手続を行い、 未納期間の保険料は 20 歳までさかのぼり分割で納付していたとしている ところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 6 月ころに払い出され ており、払出時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人が毎月納付していたとする過年度2か月分及び現年度1か月分の国民年金保険料額(1万数千円から2万円弱)は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額(1万8,400円から1万9,180円)とおおむね一致しており、18か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで

② 平成5年4月

私は平成元年4月から2年3月までA国にBに行っていた。帰国後、C市役所(現在は、D市役所)に行き、国民健康保険の加入手続を行った際に、過去に国民健康保険の未納部分があったため、その未納分を納付しないと加入できないと言われ、その場で納付すると同時に国民年金保険料が未納になっていた分も納付したいと申し出、国民年金の加入手続をし、後日送付されてきた申立期間①に係る保険料の納付書に現金を添えて同市役所において納付した。また、申立期間②については、転居を繰り返していたころであり、転居先での国民年金に係る手続時に、未納分がある場合は、まとめて納付書を送付してもらい納付していた。申立期間①及び②が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、送付されてきた国民年金保険料の納付書を利用して、保険料を納付したとしているところ、申立人のオンライン記録によると当該期間の納付書は発行されていたことが確認できる上、申立期間②前後の期間が納付済みであることから、1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。
- 2 一方、申立期間①について、申立人は、国民健康保険の加入と同時に 国民年金に加入し、後日送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付

したとしているが、D市役所に国民健康保険の加入履歴を照会したところ、申立期間①に係る平成元年4月15日から同年5月16日までの加入履歴は確認できるものの、その加入期間は社会保険離脱からA国に行く前の期間であり、申立人の申述する帰国後の加入履歴は確認できず、申立人の申述とは相違する。

また、申立期間①は、平成7年8月に国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、申立期間①当時は未加入期間であったことから制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では申立期間①は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年 10 月から同年 11 月ころにE区で払い出されており、払出時点において、申立期間① の一部は時効により納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付し たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

埼玉厚生年金 事案 3289

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA株式会社(後のB株式会社)における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に、申立期間②については、C株式会社における資格取得日に係る記録を39年11月26日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額は1万4,000円、申立期間②に係る標準報酬月額は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

2 申立人のD株式会社における資格喪失日は昭和45年4月16日である と認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の 喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

② 昭和39年11月26日から40年3月15日まで

③ 昭和45年4月1日から同年4月16日まで

昭和39年4月2日から54年12月15日までの期間において、E株式会社(現在は、F株式会社)及び同社の関係会社に継続して勤務していた。しかし、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主が保管する退職連絡簿、雇用保険の被保 険者記録、人事労務担当者及び同僚の供述により、申立人が、E株式会 社に継続して勤務し(昭和39年5月21日E株式会社からA株式会社に 異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 39 年8月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、適用事業所名簿によれば、A株式会社は昭和 39 年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることが確認できるところ、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。しかし、商業登記簿謄本により、申立事業所は同年5月 21 日に法人として会社設立していることが確認できるところ、同僚らは申立期間①当時、申立事業所には 30 人ぐらいの従業員が勤務していたと供述しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 39 年8月1日において従業員は 27 人であったことが確認できることなどから判断すると、申立事業所は、申立期間①において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

2 申立期間②について、事業主が保管する退職連絡簿、雇用保険の被保 険者記録、人事労務担当者及び同僚の供述により、申立人が、G株式会 社に継続して勤務し(昭和39年11月26日にA株式会社からC株式会社 に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、適用事業所名簿によれば、C株式会社は、昭和 39 年 12 月 1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることが確認できるところ、申立期間②のうち、同年 11 月 26 日から同年 11 月 30 日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。しかし、商業登記簿謄本から、申立事業所は法人として昭和 38 年 11 月 14 日に会社設立していることが確認できるところ、同僚らは申立期間②当時、申立事業所には 10 人ぐらいの従業員が勤務していたと供述しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 39 年 12 月 1 日において従業員は 13 人であったことが確認できることなどから判断すると、申立事業所は、申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たして

いたものと判断される。

- 3 申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主は不明としているが、申立期間①及び②は適 用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険 事務所(当時)は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っ ておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。
- 4 申立期間③については、H基金(現在は、I基金)が保管する加入員 台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、E株式会 社に継続して勤務し(昭和 45 年 4 月 16 日にD株式会社から J 株式会社 に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されて いたことが認められる。

また、事業主が保管する退職連絡簿及び前述の加入員台帳から、申立 人は、昭和45年4月16日付けでD株式会社で同基金加入員資格を喪失 し、同日にJ株式会社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加 入記録に欠落は無い。

さらに、I基金は、「申立期間③当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、D株式会社における厚生年金保険被保険者の資格を昭和 45 年 4 月 16 日に喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

埼玉厚生年金 事案 3291

第1 委員会の結論

申立人のA有限会社における資格喪失日の記録を昭和 34 年 7 月 11 日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から33年4月30日まで

- ② 昭和33年8月16日から34年2月1日まで
- ③ 昭和34年3月1日から同年6月1日まで
- ④ 昭和34年7月1日から35年3月1日まで
- ⑤ 昭和35年5月1日から同年6月11日まで
- ⑥ 昭和37年1月1日から同年2月1日まで
- ⑦ 昭和37年9月29日から同年12月1日まで
- ⑧ 昭和38年6月1日から同年12月31日まで
- ⑨ 昭和41年2月13日から同年7月1日まで

申立期間①及び②はA有限会社に、申立期間③、④及び⑤は有限会社 Bに、申立期間⑥及び⑦はC社に、申立期間⑧は有限会社Dに、申立期間⑨はE株式会社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。 申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④のうち、昭和34年7月1日から同年同月11日までの期間については、A有限会社に係る事業所別被保険者名簿の記録によると、申立人は、同社において、同年6月1日に被保険者資格を取得、同年7月11日に同喪失と確認できることから、同社に係る被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要と認められる。
 - 一方、申立期間④のうち、昭和34年7月11日から35年3月1日までの期間並びに申立期間③及び⑤については、有限会社Bは平成18年8月に清算されており、清算人は、同社は元年に廃業しており申立てに関する関連資料は保存されておらず、当時の事業主も既に亡くなっ

ており、当時の事情の分かる者もおらず申立内容については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料控除についての供述を得ることができない。

また、有限会社Bに係る事業所別被保険者名簿の当該期間に申立人の氏名は見当たらない。

2 申立期間①及び②について、A有限会社は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和36年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿に見当たらないなど、事業主の連絡先が不明であることから照会することができない上、同僚からも、申立人の当該期間に係る保険料控除について供述を得ることができない。

また、昭和31年8月に入社したとする同僚は、期間の特定はできないが、申立人が自身の入社日より前から勤務していたことを供述しているものの、A有限会社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の資格取得日は、34年11月10日となっている。

さらに、A有限会社に係る事業所別被保険者名簿の当該期間に申立 人の氏名は見当たらない。

3 申立期間⑥及び⑦について、C社は、オンライン記録によると、昭和 47 年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業 登記簿に見当たらないなど、事業主の連絡先が不明であることから照会 することができない上、同僚からも申立人の当該期間に係る勤務実態及 び保険料控除について供述を得ることができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠落も無い。

4 申立期間⑧について、有限会社Dは、オンライン記録によると、昭和 44 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同 社の監査役は、火災にて同社の関連資料はすべて焼失し、申立期間当時 の事業主も亡くなっており、現在は事業活動も行っておらず、当時の事 情の分かる者もいないため、申立内容については不明としている上、同 僚からも申立人の申立期間⑧に係る勤務実態及び保険料控除について供 述を得ることができない。

また、有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間 間⑧に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠落も無い。

5 申立期間⑨について、同僚の供述により、期間の特定はできないもの

の、申立人がE株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E株式会社は、オンライン記録によると、昭和 45 年 8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、商業登記簿においても、同社は既に解散しており、解散時の事業主の妻は、事業主は亡くなっており、申立期間当時の資料も保存されていないため、詳細は不明としている上、申立期間当時の事業主も亡くなっているため照会することはできず、同僚からも申立人の申立期間⑨に係る保険料控除について供述を得ることができない。

また、E株式会社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間⑨に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠落も無い。

6 申立人が、申立期間のうち、昭和34年7月1日から同年同月11日までの期間を除く期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月21日から同年5月10日まで 私は、昭和25年1月21日から平成8年4月30日まで、グループ会 社を含め、A株式会社に勤務したが、昭和48年にC国に新会社(D 社)を設立することになり、その準備委員となった。

申立期間は、本社にて語学研修など現地で必要なことを身につけるべく勉学した期間で、その間、給料は通常どおり支払われ、厚生年金保険料も控除されていたと思う。

当該期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社から提出された「入社後の経歴・成績」及び回答により、昭和25年1月21日から56年9月1日まで同社に継続勤務していたことが確認できる。

また、E組合からは、申立人は、関連会社の役員であった期間を含め、昭和 25 年 3 月 1 日から平成 9 年 6 月 1 日まで継続して加入していたとの回答が得られたほか、雇用保険被保険者記録においても、昭和 25 年 3 月 21 日から 56 年 2 月 28 日までの継続勤務が確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人は、A株式会社B工場において昭和 48年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年5月10日に A株式会社本社(F部)において厚生年金保険被保険者資格を取得している が、これについて同社では、「昭和 48 年 1 月 21 日から同年 5 月 10 日までの期間は、申立人が C 国での合弁会社である D 社を設立するために設置された G に任命され、同社 B 工場に在籍したまま、同委員の職務に従事していた期間であり、同委員に任命された同年 1 月 21 日を誤って厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届出してしまった。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る昭和 47 年 12 月のオンライン記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を誤って行ったと認めていることから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年1月から同年4月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 3296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(62 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 62 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月1日から18年4月29日まで 平成13年5月から18年3月までの標準報酬月額が44万円となって いるが、当時の給与支払明細書では標準報酬月額が62万円に相当する 保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、i)申立期間に定時決定が5回行われており、 ii)その間訂正処理がなされていないことから、事業主が44万円を報酬 月額として社会保険事務所(当時)に届けたとすることが自然であると考 えられる上、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除 額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月 額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与 明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届 け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 3297

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち申立期間①について、事業主が社会保険事務所 (当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年9月30日まで

② 平成5年9月30日から6年5月11日まで

③ 平成6年5月11日から9年9月18日まで

株式会社Aに昭和60年5月22日から平成9年9月18日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなのに、社会保険事務所から申立期間①については、標準報酬月額が26万円から8万円に引き下げられており、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者記録が無く、申立期間③については、26万円をもらっていたはずなのに14万2,000円になっていると知らされた。

すべての申立期間について給与は毎月 26 万円くらいで、厚生年金保 険料を控除されていたはずであり、納得できないので調査して被保険者 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格記録回答票においては、申立人の申立期間①に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年9月30日)の後の同年11月4日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額が26万円から8万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。また、商業登記簿謄本により、申立人は株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、これについて照会した同社の別の元取締役は、

「私もそうだったが、申立人が役員になっているのは、会社を起こすため社長に名前を貸してほしいと頼まれて名前を貸しただけで仕事は営業職であった。」と供述している。

さらに、同社において、経理及び厚生年金保険事務を担当していた元 取締役は、「会社がずっと厚生年金保険料を滞納していたため社会保険 事務所から呼び出しを受け、同じ取締役であった事業主の妻と一緒に社 会保険事務所に行って、その言うがままに申立人等の標準報酬月額の減 額処理に応じた。」旨を供述していることを踏まえると、申立人が当該 訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、雇 用保険の被保険者記録及び同僚の供述により認められる。

しかし、オンライン記録によれば、株式会社Aは平成5年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、6年5月11日に再び厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、株式会社Aは平成14年12月3日に解散しており、給与台帳等の資料は無く、事業主からも回答が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、株式会社Aの同僚7人に照会して回答した3人は、「申立期間②について、事業主から健康保険及び厚生年金保険から脱退するので国民健康保険及び国民年金に加入するよう説明があり、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨の供述をしており、事実オンライン記録によると、申立期間②において同社の事業主と取締役であった事業主の妻及び同僚7人のうち3人は国民年金に加入して国民年金保険料が納付(一人は、申立期間②の一部を納付)済みであることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、株式会社Aが平成6年5月11日に再び厚生年金保険の適用事業所の届出をした際の被保険者資格取得時には14万2,000円、同年10月、7年10月及び8年10月の各定時決定時にも14万2,000円とされているところ、オンライン記録において申立期間③における同僚5人(事業主を除く)の標準報酬月額も、申立人と同額の14万2,000円であることが確認できる。

また、上述のとおり、商業登記簿謄本によれば、株式会社Aは平成14年12月3日に解散しており、給与台帳等の資料は無く、事業主からも回答が得られず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、同僚7人に照会して回答した二人は、「申立期間③当時は業績が悪くてリストラや給与の遅配もあり、給与額が低くなっていたように思う。」旨を供述しているほか、オンライン記録において、当該事業所の被保険者全員の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡も認められない。

さらに、申立人が申立期間③において、その主張する厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③についてその主張す る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和 46 年 12 月 23 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年 12 月から 47 年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 49 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月から 50 年 5 月までは 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和46年12月23日から50年6月4日まで有限会社Aには昭和40年5月から52年4月まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は46年12月ころ、B区からC市に移転しているが、継続して同社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の供述から判断すると、申立期間において有限会社Aで勤務していたことが認められるとともに、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持している同僚と雇用形態、業務内容などの勤務実態が同じであったことが推認されることから、申立人は、当該同僚と同程度の給与の支給を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給与明細書に おける保険料控除額及び申立人の申立期間前後のオンライン記録から、昭 和46月12月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年9 月までは6万8,000円、同年10月から49年9月までは10万4,000円、同年10月から50年5月までは14万2,000円とすることが妥当である。

一方、有限会社Aは、B区からC市への工場移転に伴い、昭和 46 年 12 月 23 日に適用事業所ではなくなり、C市において 50 年 6 月 4 日から再び適用事業所になっている。しかしながら、同社は適用事業所ではなくなった後も引き続き昭和 50 年 4 月までD組合に加入しており、また、雇用保険の被保険者資格記録によると、申立期間中に少なくとも 10 人が雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、確認できる関連資料が無 く、当時の代表取締役も生存が不明であるが、事業主は、申立期間におい て適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っ ていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納 付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月18日から同年8月1日まで 私は、昭和34年7月18日に株式会社AのD支店から同社C支店に異動となったが、継続して勤務していた。申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが提出した申立人の職歴証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し(昭和 34 年 7 月 18 日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 34 年 8 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和22年8月1日から23年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を22年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年8月から23年5月までは240円、同年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月3日から23年8月1日まで

A社B支店に昭和 22 年5月に入社し、1か月間の見習いを経て、同年6月に正社員(会計事務担当)となり、62年5月26日に定年退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所(当時)の記録では、正社員になった日から23年8月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いが、その期間も給与から保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の人事記録(在職証明書及び経歴台帳)により、同社B支店に昭和22年6月3日から62年5月26日まで正社員として継続して勤務していることが確認できる。

また、C組合の健康保険加入記録により、被保険者資格取得日が昭和 22 年8月1日であることが確認できる。このことについて、A社は、資料が無く確認できないものの、健康保険と厚生年金保険は同時に加入していたとしている。また、C組合でも、事業主からの厚生年金保険の資格取得届により健康保険の加入も同時に処理していたと推測できるとしている。さらに、申立人の雇用保険については、同制度が開始された昭和 22 年

11月1日から加入していることが確認できる。

一方、申立期間のうち昭和 22 年 6 月 3 日から同年 8 月 1 日までの期間 については、健康保険の加入記録が無く、ほかに厚生年金保険に加入して いたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、A社は、当該期間における試用期間については、当時の資料が無く確認できないとしているとともに、複数の同僚に照会し回答を得たが、試用期間があったかどうかは分からないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和22年8月1日から23年8月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間と同時期の同僚女性の記録、及び申立人の昭和23年8月の記録から、22年8月から23年5月までは240円、同年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(19 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成14年10月21日から15年9月1日まで 私が株式会社AにBとして勤務した平成14年10月から15年8月ま での標準報酬月額は18万円となっているが、当時の給与支払明細書で は標準報酬月額が19万円に相当する保険料が控除されているので、標 準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人及び事業主が提出した給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、平成14年10月から15年2月までの期間は19万円、同年3月から同年5月までの期間は24万円、同年6月から同年8月までの期間は19万円であったことが確認できる一方、報酬月額に見合う標準報酬月額は、14年10月から15年8

月までの期間は 19 万円であることが確認できることから、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額 (19 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立てどおりの厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する平成 14 年 10 月 25 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、事業主は 18 万円を報酬月額として社会保険事務所(当時)に届けていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社) C支店における資格喪失日に係る記録を昭和 40 年 10 月 25 日に、同社D本店における資格取得日に係る記録を同年 10 月 25 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月31日から同年11月1日まで ねんきん特別便によると、A株式会社での厚生年金保険の加入記録は、 昭和40年10月31日に資格喪失し同年11月1日に資格を取得している が、同社には37年4月1日に入社以来、平成15年2月28日に退職す るまで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA株式会社での勤務については、B株式会社が保管している人事台帳及び雇用保険の被保険者記録により、昭和 37 年 4月1日に入社し、平成 15 年 2 月 28 日に退職するまで同社に継続して勤務していることが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、転勤に伴う所属組織の変更であり、事業主は、控除しているものと推測されると回答している。

また、申立人に係る人事台帳の記録によると、A株式会社C支店から同社D本店への異動発令日は昭和40年10月25日となっており、厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日と食い違いがみられる。この点について、B株式会社では、このような記録になった理由は分からないと回答している。

さらに、申立人と同日付けでA株式会社C支店から同社D本店に移動した同僚も申立人と同様に記録されており、資格の得喪手続に関し、事業主による事務的過誤があったことが推定できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し (昭和 40 年 10 月 25 日に同社C支店から同社D本店に異動)、申立期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は納付しているはずであるとしているが、上記のとおり事業主による事務手続上の過誤があったことが推定でき、社会保険事務所(当時)は 申立人に係る昭和 40 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき 保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申 立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月における標準報酬月額は22万円であると認められることから、同年7月の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年8月1日まで

私は、A事業所に勤務していた平成6年4月から7年6月までの期間の標準報酬月額は18万円ではなく20万円くらいであり、同年7月からの標準報酬月額は22万円くらいであったと記憶している。標準報酬月額を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、平成6年4月1日から8年9月11日までであることが確認できる上、7年8月からの標準報酬月額を18万円から22万円に変更していることが確認できる。

しかし、B基金が保管する加入員台帳には、申立人について、オンライン記録と同期間の被保険者期間が確認できるところ、標準報酬月額の変更は平成7年7月から22万円となっている。

また、同基金によると、平成7年当時、加入員の標準報酬月額を変更する場合に提出する届出書については、社会保険事務所(当時)に提出する厚生年金保険の届出書と複写式(5枚複写)であったと回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、平成7年7月について、申立人が主張する標準報酬月額(22万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

2 オンライン記録では、平成6年4月から7年6月までの標準報酬月額 が18万円とされているが、申立人は、A事業所から報酬として20万円 程度を受け取っていたと主張している。

また、オンライン記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険の加入記録のうち、平成6年4月22日に同年4月1日付けの被保険者資格取得の届出(標準報酬月額20万円)が行われ、同年8月8日に同年4月1日付けの資格取得に係る標準報酬月額が20万円から18万円に処理されていることが確認できる。

しかしながら、当時の事務長は「職員の給与、社会保険料についてさかのぼって訂正をしたことは無い。」としており、また、被保険者縦覧照会回答票で所在が確認できる複数の同僚からも、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

なお、A事業所に照会を行ったが回答を得ることができなかった。

さらに、平成6年8月8日に行われた同年4月1日付けの資格取得に係る標準報酬月額の変更処理は同年 10 月の定時決定時の標準報酬月額 (18 万円) と同額であることから不自然さは無い上、厚生年金基金の資格取得時の標準報酬月額も18万円であることが確認できる。

加えて、申立人は、「社会保険事務所から、A事業所を資格喪失した約4年7か月後の平成13年4月26日にA事業所の一部の期間の標準報酬月額の記録が取消し及び訂正されているとの連絡があった。」とし、オンライン記録でも同日に6年4月1日付けの被保険者資格取得の届出(標準報酬月額18万円)がさかのぼって処理されていることが確認できる。このことについて当該処理を行った社会保険事務所に照会したところ、「平成13年4月26日に遡及して標準報酬月額を取り消して6年4月まで遡及した処理は、標準報酬月額の訂正ではなく、特例第2種(厚生年金基金加入の女性)から特例第1種(厚生年金基金加入の男性)に訂正したため。」とし、「13年4月ころ種別が違っているのが判明して訂正を行ったと思われる。標準報酬月額も訂正前と訂正後では13年4月の処理では違いはないため不適切な行いはなかったと思われる。」としている。

このほか、平成6年4月1日から7年7月1日までの期間について、 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年4月から7年6月までの期間について、申立

人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち昭和 47 年 12 月 27 日から 48 年 3 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年 3 月 1 日に、資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、47 年 12 月は 7 万 2,000 円、48 年 1 月は 6 万円、同年 2 月は 7 万 2,000 円、同年 5 月は 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月27日から48年6月1日まで

昭和47年11月1日の入社から48年12月30日に退職するまでの期間について、株式会社Aに継続して勤務した。同社に係る厚生年金保険の被保険者記録について47年12月27日から48年6月1日までの6か月間の欠如があることには納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 47 年 12 月から 48 年 2 月までの期間及び同年 5 月について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した株式会社 A の当該期間に係る給与支払明細書から判断すると、申立人は当該期間において、同社に勤務していることが確認できる。

また、申立事業所は給与について、現在は毎月20日締めの25日支払であり、厚生年金保険料の控除は、翌月の給与から控除していると回答しており、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した月の給与支払明細書において厚生年金保険料の控除に係る記載が無く、同資格を喪失した月の給与支払明細書において厚生年金保険料の控除に係る記載が確認できるところ、昭和48年1月から同年3月まで及び同年6月分の

給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間のうち昭和 47 年 12 月及び 48 年 2 月の標準報酬月額については、申立人の 48 年 1 月及び同年 3 月の給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額から 7 万 2,000 円、同年 1 月の標準報酬月額については、申立人の同年 2 月の給与支払明細書における報酬月額から 6 万円、同年 5 月の標準報酬月額については、申立人の同年 6 月の給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額から 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者記録の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月から48年2月までの期間及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち昭和 48 年 3 月及び同年 4 月については、申立人の提出した株式会社 A の当該期間に係る給料支払明細書において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、事業主は当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、当時の社会保険事務担当者は既に退職しており、また、申立人に係る記録も残っていないことから詳細は不明としており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、 当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、 申立人が一時期病気による休暇を取得していたと供述しているものの、 休暇の時期等を特定する供述は得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 35 年4月1日から同年6月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から35年6月2日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和 35 年 6 月 2 日から 36 年 8 月 14 日までの期間が株式会社Aと記録されているが、申立事業所には 35 年 3 月から勤務していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された採用通知書及び昭和35年3月から36年8月までの期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は株式会社Aに35年3月から勤務していることが認められる。

また、申立期間当時総務課長であったとする者が、「当時、当月控除 方式により厚生年金保険料の控除を行っていた。」と供述しているとこ ろ、前述の給与明細書において、申立期間のうち、昭和 35 年4月及び同 年5月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた ことが認められる。

また、昭和35年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人の同年4月及び同年5月分の給与支払明細書の保険料控除額から、1万

6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、法人登記簿から株式会社Aは合併により解散しており、現在同事業所を承継しているB株式会社によると、当時の厚生年金保険に係る資料が無く、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連 資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和35年3月1日から同年4月1日までの期間については、株式会社Aが当月控除方式により給与から厚生年金保険料を控除しているところ、申立人から提出された同年3月分の給与明細書において厚生年金保険料の控除欄が空欄になっていることから判断すると、当該期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和35年3月1日から同年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所(現在は、C株式会社)における資格喪失日に係る記録、及びA株式会社D所における資格取得日に係る記録を昭和 28 年4月 15 日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 16 日から同年 5 年 1 日まで 昭和 26 年 7 月 5 日から平成 3 年 12 月 31 日まで、C株式会社に継続 して勤務したが、社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の厚生 年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、同社 B 所から同社 D 所に 異動した時期であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者 であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が退職の際にC株式会社から発行されたとする申立人提出の「厚生年金保険給付裁定請求書に記載する職歴調査書」及び同社D所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、同日付けで同社B所から同社D所に異動した複数の同僚(申立人は、同年5月1日付けで異動)は、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることがオンライン記録により確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る異動日については、上記の「職歴調査書」に昭和 28年4月14日までA株式会社B所に勤務とあることから、同社B所にお ける資格喪失日及び同社D所における資格取得日を同年4月15日に訂正 することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社D所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 28 年 5 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月17日から37年6月1日まで厚生年金保険の被保険者記録を確認したが申立期間の記録が無い。申立期間は、社命によりA株式会社C工場から同社B工場へ異動した時期である。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び定年退職手当清算書、事業主から提出された申立人の所属異動歴、雇用保険の被保険者記録並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和36年6月17日にA株式会社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場に係る昭和 37 年6月における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立てどおり の資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき 事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所 (当時)がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和 37 年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年6月から 37 年5月までの保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 46 年 11 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 4 月から同年 7 月までについては 5 万 6,000 円、同年 8 月から同年 10 月までについては 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年11月21日まで 私は、A株式会社の本社に昭和45年4月1日に入社し、平成12年6 月20日に退職するまで、継続してAグループに勤務していたにもかか わらず、昭和46年11月21日にB株式会社に異動する以前の本社での 記録が同年4月1日までとなっており、厚生年金保険の記録が7か月間 空白となっている。

この7か月については、給与も継続して支払われており、記録が間違いだと思う。A株式会社の勤務期間証明書も提出するので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る勤務期間証明書及び人事記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の同僚 10 人に照会したところ、回答を得られた 9 人(申立人と同じC室で勤務し企画・調査など申立人と同様の業務に従事していたとする同僚二人を含む。)全員が申立期間に給料の未支給は無く厚生年金保険料も控除されていたと述べているとともに、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が継続しているのが確認できる。

一方、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和46年11月24日付けで、同年8月1日の法改正に伴う標準報酬月額の随時改定(定時決定に変わるもの)を超えて同年4月1日までさかのぼり、申立人の被保険者資格の喪失が行われたことが記録されている。

これらの記録を前提にすると、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者 資格を喪失した旨の届出を昭和 46 年4月1日として行ったとは考え難い。 これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 46 年4月1日に 資格喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録 は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、異動先

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和46年4月から同年7月までは5万6,000円、同年8月から同年10月までは7万6,000円とすることが妥当である。

のB株式会社における資格取得日である同年11月21日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は38年5月21日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年12月から36年

9月までは8,000円、同年10月から37年7月までは9,000円、同年8月から38年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月9日から38年5月21日まで

BにあったA社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことがわかり、平成 21 年 2 月、社会保険事務所(当時)に行き調べてもらったところ、約 1 か月間(昭和 35 年 5 月 1 日から同年 6 月 9 日まで)の未統合記録が見付かった。しかしA社では約 3 年間勤務していたはずであるので、納得がいかず、今回第三者委員会に申し立てた。

第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録とは別に、申立人と名前が1字違いで(申立人は、「C」であり、当該記録は「D」である。)、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録(資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は38年5月21日)が確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、E姓は一人であったと思う。」と供述しているところ、同僚のうちの一人(昭和 36 年 9 月 1 日資格取得、37 年 9 月 15 日資格喪失)からは、「F さんという方がいたことは覚えている。下の名前は記憶していないが、当時 E姓は一人であったと思う。私の記憶する F さんは、私より早く入社しており、私の方が先に辞めた。」と

の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は38年5月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上記の未統合となっている被保険者記録から、昭和35年12月から36年9月までは8,000円、同年10月から37年7月までは9,000円、同年8月から38年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和35年6月9日から同年12月1日までの期間については、A社に係る当該申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 事業主から申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる 供述及び関連資料を得ることができない上、同時期に勤務していた同僚二 人に照会したが、回答は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年4月から5年5月までは53万円、同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは53万円、6年1月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年10月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの標準報酬月額が、同年3月17日及び同年4月7日に、さかのぼって引き下げられているのはおかしい。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は平成 6 年 3 月 17 日付けで、5 年 10 月から同年 12 月までは 53 万円から 24 万円に、同じく 6 年 4 月 7 日付けで、4 年 4 月から 5 年 5 月までは 53 万円から 30 万円、同年 6 月は 36 万円から 30 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 50 万円から 30 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 24 万円から 30 万円、6 年 1 月から同年 9 月までは 36 万円から 30 万円に遡及して訂正されていることが確認できるほか、8 人の同僚についても同様の遡及訂正処理が確認できる。

しかしながら、申立人が所持していた給与明細書の記載から、申立期間について当該訂正処理に該当するような給与額の変動は確認できず、 訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が行われていることが確認できる。

また、複数の同僚は、A株式会社は、申立期間当時においては、経営

不振で資金繰りに苦労していた旨を回答している。

なお、申立人は申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できたが、申立期間にA株式会社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる上、複数の同僚から、申立人の担当していた業務はBであり、総務、人事、社会保険関係業務には関わっていなかった旨の回答が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年4月から5年5月までは53万円、同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは53万円、6年1月から同年9月までは36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①について、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和20年9月14日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を60円とし、申立期間②について、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を25年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5,700円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月14日から21年2月1日まで

② 昭和25年1月21日から同年4月1日まで

A株式会社に在籍していた期間のうち、申立期間①については、太平洋戦争が終結して出向先のB社からA株式会社に帰任して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②については、同じくA株式会社から昭和25年1月 21日付けで同社C事務所Dを命ぜられ転勤したが、その期間の被保険 者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社が保管する労働者名簿及び同社から 提出された在籍証明書により、申立人は申立期間①において、同社の従 業員として継続して勤務していたことが認められる。

また、当該労働者名簿によると、B社は、Eの命令によりA株式会社によって設立されたことが確認できる。

さらに、当該労働者名簿によると、B社は終戦後の昭和20年に解散した記録が確認できるとともに、申立人に係る同事業所における退職金

額が基本給月額の12か月分に相当することを踏まえると、申立人は、同事業所の資格喪失日である同年9月14日にA株式会社に異動したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和20年9月14日にB社からA株式会社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和21年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資 料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出 張所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連 資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A株式会社から提出された在籍証明書により、 申立人が同社の従業員として勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社が保管していた労働者名簿には、申立人に係る昭和 25年1月21日付けの同社C事務所Dへの転勤命令が記載されている。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に係る被保険者記録が確認できる同僚は、同社から申立人と同様に異動してきたものであるが、記録はつながっており、また、申立人のことについては勤務していたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和25年4月1日に同社本社から同社C事務所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和24年 12月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から5,700円 とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出 張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成3年4月1日と認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は32万円、同年10月から3年3月までは38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月15日から同年10月4日まで

② 平成2年8月31日から3年4月1日まで

株式会社Bの勤務については、最後に有給休暇を頂いて退職したので、 厚生年金保険の資格の喪失日は昭和60年10月4日である。

株式会社Aの勤務については、資格喪失日が平成3年4月1日である。なぜなら、その間、厚生年金保険料、市民税等は給与から控除されていて、2年10月ころには社内旅行でC地に行ったりした。

申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成 3年3月31日まで、株式会社Aに継続して勤務していたことが認めら れる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年2月1日の後の同年4月8日に2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)において、このような遡及により処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る資格喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立期間②に係る資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、2年8月及び同年9月は32万円、同年10月から3年3月までは38万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は株式会社Bを退職する際に有給休暇取得後の昭和60年10月4日を退職日と申し立てているが、雇用保険の被保険者記録の離職日は同年9月14日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の資格喪失日の記録も同年同月15日と符合している。

また、申立人は当時の店長はじめ同僚について全く記憶が残っていないとしているほか、オンライン記録では当該事業所の申立期間当時の同僚を特定することが困難であることから、申立人の同社に係る勤務実態及び保険料の控除について供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Bの総務部担当者からは「当時の人事記録等は保存されておらず不明であり、資格喪失日前後の有給休暇については必ず資格喪失前に消化してもらっているので事務的な誤りは無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

実家が自営業をしており、高校卒業後は家業を手伝っていた。国民年金の加入手続の記憶は定かではないが、国民年金保険料は家族と一緒に納めていた。年に4回、3か月を1期として、集落の班長が各家を集金に回っていたので、家族や私が家族分の各期の納付書と保険料を班長に渡していた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳で国民年金に加入したとしているが、加入手続をしたのは自身かその両親か覚えていないとするなど、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、国民年金の加入手続をしてくれたのかもしれないとするその両親は既に他界していることから、加入手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月に払い出されており、払出時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、さかのぼって保険料を納付することのできる期間についても、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、現年度納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年4月まで

昭和 62 年 2 月ころ私は未だ学生だったが、母が A 社会保険事務所 (当時) へ行って国民年金の加入手続をしてその場で申立期間の保険料 を納付した。

その際、領収書をもらったかどうかは覚えていないが、納めたはずの 保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 2 月ころその母が A 社会保険事務所で国民年金の加入手続と申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その母は、加入手続及び保険料納付について記憶が曖昧であり、加入手続等の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の国民年金手帳記号番号払 出状況から平成3年6月ころに払い出されていると推認でき、払出時点で は申立期間は時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号 が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 43 年 9 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 12 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年9月まで

② 昭和55年1月から同年3月まで

③ 昭和58年12月から59年3月まで

④ 昭和59年10月から61年3月まで

私は、59 歳になったころ、年金相談でA社会保険事務所(当時)に 行って国民年金保険料の記録照会をしたところ、未納期間があることが 分かった。申立期間の保険料は私と母が納付してきた。申立期間が未納 となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続をし、 国民年金保険料を送達された納付書により納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①後の昭和 45 年 6 月に払い出されており、申立人がB市から住所を移動していないため、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、国民年金の加入手続後の 46 年 3 月 9 日に 43 年 10 月から同年 12 月までの保険料を第 1 回の特例納付で、44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料を過年度で納付しており、当該時点で申立期間①の保険料は時効により納付できず、第 2 回及び第 3 回の特例納付により納付した記憶も無いとしている。

また、申立期間②から④までについて、申立人は、国民年金保険料の納付をC市から送達された納付書により、1か月か2か月ごとにD銀行E支店で納付したと主張しているが、C市では、申立期間②及び③当時、納付

書は3か月ごとに保険料を納付する形式、申立期間④当時は12月別に納付できる形式としていること、納付先金融機関も申立期間当時はD銀行の前身であるF銀行を約14年間も利用しているにもかかわらず、D銀行と主張していることなど、記憶が曖昧なものとなっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年10月まで

私は、国民年金が 20 歳から強制加入になったと聞き、22 歳だったが A市役所で加入手続をしたところ、国民年金保険料は、さかのぼって納付できると聞いたので、1回 20 万円を2回納めた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 63 年*月ころ、国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が平成 3 年 12 月 23 日に払い出されていること、及び当該時点において最大限さかのぼることが可能な期間である元年 11 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、当該時点に加入手続をしたと確認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない上、申立人の住所が移動していないため 3 年 12 月 23 日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料 20 万円を2回に渡って納付したと主張しているが、そのうち1回は、上記の平成元年11月から3年12月までの期間の保険料額が22万1,800円であることから、同期間の保険料の納付のことであるとすると、ほかの1回は、申立期間の保険料納付のことと考えられるが、申立期間の保険料は、14万8,400円となり、申立人の主張する金額に大差となっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 12 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から14年3月まで

私の国民年金保険料は、学生時代だった 20 歳の時から両親が納付してくれた。国民年金の加入手続や保険料の納付手続を特別にした記憶は無いが、納付している期間があるということは、納付を継続していたと考えるのが当然と思われる。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その父は保険料の納付状況について記憶は無いとしており、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父が、同居していた申立人の兄と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、その兄の保険料も申立期間は未納となっている。

さらに、同居している申立人の母の国民年金保険料について、制度が改正された昭和 61 年4月以降については納付済みであるが、それ以前については、未加入期間や未納期間が散在するなど、必ずしも国民年金制度に関する意識は高いものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年8月まで

私は、将来的にメリットがあるのかと思いつつ国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時、自身で手続を行わなかったにもかかわらず納付書が送られてきたので、保険料を納付した。保険料の納付方法は納付に2年間の猶予があるため、年収の多い年に納付した方が節税効果があると考え指定期日よりも遅れて納付しているが、保険料を未納にしたことはない。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行わなかったにもかかわらず納付書が送られてきたので保険料を納付したとしているが、申立人は平成8年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後12年1月1日に再取得していることがオンライン記録により確認でき、申立期間は未加入期間であることから、行政側は申立人を被保険者として管理しておらず、申立人に納付書が発行されることもなく、申立人は保険料を納付することはできない。

また、申立人は、平成8年8月20日の退職時に国民年金への切替手続を していないとしており、申立期間当時の加入手続の状況が不明である上、 申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確 定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

結婚後の昭和52年10月ころ、A町役場で国民年金の加入手続をした。 B市に移ってからは、C銀行D支店(現在は、E銀行)で保険料を払っ ていた。第3号の手続をするまで、保険料をきちんと払っていたはずで あり、また資格喪失の手続もした記憶は無く、未納及び未加入となって いることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金第3号被保険者の手続をするまで保険料をきちんと払っていたはずであり、資格喪失の手続をした記憶は無いとしているが、申立人が所持する年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿には、昭和58年7月に申立人の資格が喪失したとの記録があることから、この時期に申立人が資格喪失の手続を行ったことが推認できる上、申立期間の国民年金保険料の納付について、C銀行D支店から納付していたと申述するのみで、申立期間の保険料額、納付時期等の具体的なことについては覚えていないなど、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、昭和 58 年7月以降は、行政側では申立人の資格が喪失したものと取り扱い、少なくとも昭和 59 年度以降の納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年6月まで

Aの会社を退職して、B市に転居した昭和 49 年9月に住民票の異動手続と同時に国民年金の加入手続を自分がした。保険料は、父が私と母の二人分を町内会の人に払っていたように思う。次の仕事に就くまでの13 か月のうち3か月のみ納付済みとなっており、10 か月だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月に自身で国民年金の加入手続をして、その父が保険料を納付していたとしているが、その父は既に他界しているため、納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意資格取得者の資格取得日により、昭和52年8月ころ払い出されたことが確認できること、申立期間直後の50年7月から同年9月までの国民年金保険料が52年8月に過年度納付されていることが特殊台帳により確認できることから、このころに加入手続が行われたと推認でき、国民年金手帳記号番号の払出時点では申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年2月まで

昭和60年9月から約1年間海外留学していたが、同年11月ころに留学先に母から国民年金の案内が来たとの電話があり、母親に加入手続及び保険料納付をしてくれるよう依頼したように記憶している。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 11 月ころに国民年金の案内が来て、その母に国民年金の加入手続及び保険料納付を依頼したとしているが、その母は加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の払出状況により、 平成8年 12 月ころ払い出されたと推認でき、国民年金手帳記号番号の払 出時点からすると申立期間は時効により納付できず、別の国民年金手帳記 号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年10月まで

平成2年1月に会社を退職し、父親に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料納付も父がしていたように思う。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月にその父に国民年金の加入手続をしてもらい、 国民年金保険料納付もしてもらっていたとしているが、その父は既に他 界しており、加入手続及び保険料納付状況は不明である上、申立期間の 保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が 無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から56年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から56年9月まで

20 歳のときに学生だったが、就職前でも年金に加入しておくと後の受給に有利になると父親から説明され、加入手続をしておくと聞いた。保険料も父親が納付していたように思う。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときにその父から国民年金の説明を受け、その父が 国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとしているが、その父は 既に他界しており、加入手続及び保険料納付状況は不明である上、申立 期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書 等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年2月まで

両親から当時の役場の担当者から年金に関する事柄を勧められたという話を聞いており、特に母親が年金に対してとても熱心で将来の受給のため長く掛けておいた方がよいという人でした。A地の会社に就職が決まると母親から「今度は会社勤めになるのだから、もう、かあちゃんの払いはおしまいだね。」と言われたことを記憶しているので、年金に加入し、その掛け金を納付していた事実に間違いが無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしてくれていたとその母親から聞いた記憶があるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、47年9月から48年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、申立期間のうち、49年1月から50年2月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人からはその母親がさかのぼって納付したなどの具体的な申述はみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付をしたとする申立人の母親は既に他界しており証言が得られない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

18 歳の時にA所に勤めたが社会保険に加入していない事業所だった ので、20 歳になった時に自分で国民年金に加入した。保険料は父親が 集金人に払っていたはずであり、申立期間が未納となっていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、保険料納付はその父親にお願いし、その父親が集金人に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、48年2月及び同年3月は時効により納付できない期間であり、申立期間のうち、48年4月から50年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人から申立人本人及びその父親がさかのぼって納付したなどの具体的な申述はみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の保険料納付をしたとする申立人の父親は既に他界して おり証言が得られない上、申立人が20歳の時に国民年金の加入手続を行っ ていればベージュ色又はカーキ色の国民年金手帳が交付されていたはずで あるが、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳以外に交付さ れた記憶は無いと申述している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年 11 月から5年6月までの期間、9年4月及び同年5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年6月まで

② 平成9年4月及び同年5月

申立期間①について、私は、勤めていた会社を平成4年 11 月ころに 退職したため、国民健康保険の加入手続をするために、A市役所に行っ た。手続の際、窓口の職員からは「国民健康保険と国民年金はペアでな いと加入できない」と言われたため、国民年金にも加入した。加入直後 は国民年金保険料を納付していなかったが、平成5年6月ころ、市民税 及び国民健康保険税の滞納分と一緒にA市役所から督促状が届き、その 後、同市役所との間で市民税、国民健康保険税及び国民年金保険料の滞 納分を合算した上で分割して納付する納付計画を立て、覚書のようなも のを交わし、その後2年数か月にわたって納付した。

申立期間②については、よく覚えていないが、平成9年3月まで勤めていた会社を退職後、B市役所で国民健康保険と一緒に国民年金加入手続も行い、その後自宅に届いた納付書を持参して自宅近くの郵便局で保険料を納付したと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市において、同市役所収納課との間で、滞納していた市民税及び国民健康保険税と、未納となっていた申立期間①の国民年金保険料を合算して、それを分割納付する納付計画を立て、1か月当たりの支払額を約1万3,000円とし、それを3か月ごとに2年数か月にわたって納付したとするところ、申立人は、1回当たり

の納付額3万9,000円のうち国民年金保険料の割合が一番多く、1万3,000円から1万5,000円であり、納付計画により支払った合計金額のうち約12万円が申立期間①の国民年金保険料に充てられたとしているが、申立期間①の1か月当たりの保険料額及び合計保険料額は、申立人が納付したとする金額とは相違している。

また、A市収納課によると、国民年金保険料の収納については同課の 取扱い対象外であるとしており、同課との間で市民税及び国民健康保険 税の滞納分に、国民年金保険料の未納分を含めた納付計画を立て、発行 された納付書には市民税、国民健康保険料及び国民年金保険料の内訳が まとめて記載されていたとする申立人の申述は不自然である。

さらに、申立人のA市での申立期間①に係る国民年金被保険者資格は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の申立期間①の国民年金への加入状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人のB市での申立期間②に係る国民年金被保険者資格は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金への加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続や納付方法、 国民年金保険料額について、具体的な記憶が無い上、申立人が申立期 間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定 申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

- 3 申立事案の口頭意見陳述においては、申立人が行ったとする申立期間 の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取 ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から平成2年3月までの期間、9年1月から10年3月までの期間、10年6月から12年3月までの期間及び同年8月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から平成2年3月まで

- ② 平成9年1月から10年3月まで
- ③ 平成10年6月から12年3月まで
- ④ 平成12年8月から13年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、母親が、当時父親が経営していた町工場(A社)の収益の中又は私が渡した金銭から納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間②の保険料は平成8年度の保険料を未納通知書により9年3月から10年6月にかけて納付したので、その期間に引き続く申立期間②についても再度調査してほしい。

申立期間③及び④についても未納とされているが、間違いないか再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親が、当時申立人の父親が経営していた町工場の収益の中又は申立人が渡した金銭から納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成2年3月ころであり、その時点では、申立期間①の大部分は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は

既に他界しており、申立期間①の国民年金の加入状況及び保険料の納付 状況が不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②直前の平成8年1月から 同年12月までの国民年金保険料を、9年3月から10年6月にかけて過 年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立 期間②について、申立人の保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶 が明確ではなく、保険料を納付したことを裏付ける関連資料(家計簿、 確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。
- 3 申立期間③及び④について、申立期間③のうち平成 11 年 8 月から 12 年 3 月までの期間及び申立期間④に係る申立人の所持する領収済通知書には領収日付印が押されていない上、申立人の保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が明確ではなく、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から9年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から9年2月まで

会社を退職後、A地近くのB市役所(現在は、C市役所)D支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私は無職だったが、家事手伝いをする代わりに3万円を親から小遣いとしてもらい、その中から国民年金保険料を納付しており、支所近くの農協、E郵便局、F銀行で保険料を納付していた。親からはうるさく言われ支払うたびに懐が痛かったが仕方なく納付していた。女性が自宅に集金に来たことも覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、B市役所D支所で国民年金の加入手続を行い、保険料を郵便局や銀行等で納付していたと申し立てているが、オンライン記録では、申立期間は平成12年6月29日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それまで申立期間は未加入期間であったことから制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることから、申立内容と符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号の記載があるものの、申立期間当時国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見当たらないことからも、申立期間は未加入期間であったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらず、申立事案の口頭意見陳述においても、 国民年金の加入及び保険料の納付状況について、これまでの調査以上に具 体的な申述が得られなかった。

埼玉国民年金 事案 3220 (事案 1761 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年12月まで

Aとして働いていた時に店の客の話から国民年金制度を知り、昭和45年5月か同年6月ころに国民年金への加入手続のため同僚と一緒に役所に行った。その時自分が結婚していることを初めて知り、手続をせずその場は帰った。後に改めて役所に向かい、保険料を3万7,000円ぐらい納付したところ、職員に「これで全部納まった。」と説明された。その後は、前妻が毎月自宅に訪れる近所の集金人に保険料を払っていた記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、その前妻が近所の集金人に 国民年金保険料を納めていたと申し立てているが、申立人が当時居住して いたB区では民間の集金人による保険料徴収を行っていない上、申立人自 身は保険料の納付に関与しておらず、その前妻も既に亡くなっていること から、保険料の納付状況等は不明であり、また、特例納付を行った事実も 確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付 け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金保険料の納付状況等を改めて調査したが、申立人自身が保険料の納付をうかがわせる新たな資料や情報が無いと述べている上、B区では、当時、民間の集金人による保険料徴収は行われていなかったとしていることを改めて確認し、特例納付を行った事実も確認できなかった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかが わせる周辺事情も見当たらず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当 たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から59年3月まで

20 歳になったころ、同居していた義母が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の保険料についても、昭和 55 年1月から同年3月ころまでは義母が、義父母と別居した後の 55 年4月ころからは夫が納付していたので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立人の義父母と同居していた期間に係る国民年金保険料納付は申立人の義母が行い、義父母と別居した後の期間に係る保険料納付は申立人の夫が行っていたと主張しているが、申立人の義母は既に他界しており、申立人の夫も、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和59年6月8日に払い出されていることが確認でき、払出時点では、申立期間の過半が時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の義母及び夫が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 9 月から 16 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から16年3月まで

平成 15 年7月に勤務先を退職した際、厚生年金保険から国民年金への切替手続をした。その後、15 年9月から 16 年3月までの国民年金保険料を 15 年9月 26 日に納付したが、その同月に再就職し、厚生年金保険に加入したため、納付した保険料は年金受給の際に還付されると思っていた。しかし、年金受給の相談のため、21 年ころにA社会保険事務所(当時)に問い合わせた際には、時効により還付できないと言われた。還付請求書を受け取った記憶が無いのに、時効により還付してもらえないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は平成 15 年9月8日に国民年金に任意加入したが、同月 25 日に厚生年金保険の被保険者となったことから、申立人が納付した申立期間の国民年金保険料は、同年 10 月6日に還付の決議がされたことが確認できる一方、当該還付金が支払われたことは記録されておらず、申立人に、当該還付金(9万2,190円)は支払われていないものと認められる。

しかしながら、A社会保険事務所では、国民年金保険料の還付決議が行われた場合は、納付した被保険者に還付請求書を速やかに発送していたとしており、同社会保険事務所が管理していた申立人の住所と平成 15 年当時申立人が実際に居住していた住所に相違が無いことなど、申立人に係る還付請求書が配達されなかったと考えるのは不自然である上、申立人が

21 年ころになるまで還付請求をしていないと述べていることを踏まえると、当該還付請求権は2年間の時効期間が経過したために消滅したとみるのが適切と考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

埼玉厚生年金 事案 3290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月20日から平成元年3月1日まで 申立期間は、A株式会社に正社員として勤務し、Bをしていた。厚生 年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、 当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚及び事業主の供述により、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間の後の平成元年 11 月1日である上、既に解散している同社の元事業主は、厚生年金保険適用関係資料は無いが、適用事業所になる前は厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないとしており、同僚からも会社が厚生年金保険の適用事業所となってから保険料を控除されたとの供述があるなど、申立期間の申立人の厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 埼玉厚生年金 事案 3292 (事案 1201 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで 株式会社 A に勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。当該期間 も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、新聞にて新たな救済案が報道されていたので、再度審議してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及び申立期間に係る給料支払明細書から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは確認できるものの、申立期間に係る給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除額の欄に金額の記載が無く、保険料の控除がされていないことが確認できること、同社では、当時の厚生年金保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしており、申立期間の厚生年金保険の加入について供述を得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再申立てにおいて新たな資料の提出は無く、事業主等に再度照会したが、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について、関連資料及び供述を得ることはできず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年から43年まで

② 昭和51年から54年まで

③ 昭和54年から57年まで

申立期間①は、私の姉が経営していたA製造業のB社に勤務していたので当然に厚生年金保険に加入していたと思う。また、申立期間②の有限会社C及び申立期間③のD株式会社も、法人であったので厚生年金保険に加入していたはずである。

これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、期間は特定できないものの、当時の 同僚の供述により、B社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、健康保険・厚生年金適用事業所名簿には、厚生年金保険の適用事業所としてB社は無く、上述の同僚も「B社は、当初は個人事業で、昭和 41 年ころには会社になったと思うが、私自身も勤務期間中は国民年金に加入している。B社は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、B社の所在地であったとするE区を管轄する法務局には、同商 店に係る商業登記簿謄本は無い。

さらに、申立人は、「B社はAの製造を業としていた。」としていることから、F協会に対して照会を行ったが、同商店に係る記録は無く、同商店に関係すると思われるG基金及びH組合においても、同商店の加入記録は無い。

加えて、B社の事業主である申立人の姉は、既に他界しており、申立

期間①当時の事情を確認することはできなかった。

その上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、商業登記簿謄本から、有限会社Cの 取締役であったことが確認できることから、期間は特定できないものの、 同社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、健康保険・厚生年金適用事業所名簿には、厚生年金保 険の適用事業所として有限会社Cは無く、事業主であった申立人の夫も、 同社が厚生年金保険の適用事業所であったかはわからないとしている。

また、有限会社Cは、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、同社に係る厚生年金保険の記録が無く、申立人についても同僚の記憶が無いために同僚に対する照会を行うことはできなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、D株式会社の当時の事業主及び同僚の供述により、申立期間とは異なるものの、申立人が平成8年12月から11年12月まで当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人の夫が経営する会社(有限会社C)が経営不振になったため、当社がいったん引き取って当社の事業部として経営を立て直した上、再び申立人の夫に同社を引き渡した経緯があり、その間、夫婦を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、D株式会社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、同僚照会の結果でも申立人が厚生年金保険に加入していたことを確認することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3295

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月30日から38年2月12日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会した ところ、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い との回答をもらった。同社では、昭和36年9月10から38年7月30日 まで正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者 であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月10日から38年7月30日までA株式会社に継続して勤務しており、申立期間も勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A株式会社の現在の代表者は、社員名簿を調べたが申立 人の記録は無く、また、自分は申立期間後に同社に入社したため当時の状 況は分からないとしている。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の被保険者記録として整理番号*と同*が払い出され、これらの整理番号から申立人が昭和36年12月30日に被保険者資格を喪失し、38年2月12日に再度取得していることが確認でき、これらの記録に訂正等の形跡はうかがえない上、この間に払い出された整理番号には申立人の被保険者資格記録は無く、欠番も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3299

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年月日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和37年11月1日から38年8月1日まで 私は中学を卒業し、故郷のA地からB地のC社に入社した。しかし、 昭和37年8月に退社し、いったん、A地に戻った。そして、Dさんの 紹介でE社にお世話になることになり、その年の秋に入社した。同年 11月1日とは特定ができないが、そのころであったことは間違いない。 気候的にもそれほど寒くはなかったと記憶している。私は、E社には正 社員として入社したはずだ。厚生年金保険にも当然にその時から加入に なっているはずであるものが9か月も記録が無い。1日も早く記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚からの証言、申立人が提出した2葉の写真及び雇用保険の記録から、 申立人がE社に勤務をしていたことは認められる。

しかしながら、同僚照会の結果、回答のあった 11 人のうち8人が、自身のE社入社日の記憶と厚生年金保険被保険者資格取得日の記録との間に3か月から2年間の相違があるとしており、この中の一人は、当該期間は試用期間であったと供述している。

また、商業登記簿謄本も確認できず、事業主も既に他界しているため、 事業所照会ができず、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の 届出や保険料の控除・納付状況を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和61年4月から同年10月1日まで

年金事務所の記録では、株式会社Aでの厚生年金保険の被保険者期間が昭和61年10月1日からとなっているが、実際には同年4月から勤めていた。調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間に当該事業所の被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚4人に照会し3人から回答が得られ、そのうち一人が申立期間中に申立人が勤務していたことを記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれるが、この同僚から保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

また、申立人の雇用保険及び厚生年金基金の資格取得日は厚生年金保険と同日であり、申立人は申立期間において国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、株式会社Aは既に事業を廃止し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月17日から61年10月1日まで

② 昭和61年10月26日から62年4月5日まで

昭和 60 年 5 月 17 日にA社に入社し、62 年 4 月 5 日まで継続して勤務しており、その期間は厚生年金保険に加入していたはずである。しかし、年金事務所の厚生年金保険の記録によると、同社での資格取得日は61 年 10 月 1 日で、資格喪失日は同月 26 日となっており、加入期間は1か月であった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険の資格取得日が申立人と同一である同僚9人に照会したところ、そのうち4人は申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間①及び②における申立人の勤務期間及び保険料控除について確認できる供述及び関連資料は得られなかった。

さらに、同僚3人は、「自身のA社での厚生年金保険料の控除開始時期については、当該事業所が適用事業所となった昭和61年10月からで、入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入した。」としており、資格喪失日については、事業主は、憶測としながらも、「申立人は、給与か

ら社会保険料控除を好まず、資格喪失を希望したのではないか。」と供述 している。

加えて、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は、「平成5年の火災により、当該事業所の書類を焼失しているため、全く資料は残っていない。」としており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3303 (事案 1857 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 12 月 25 日までの厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月22日から35年11月1日まで

② 昭和35年11月1日から36年12月25日ま

で

ねんきん特別便で申立期間の年金記録が無かったので、社会保険事務所(当時)へ相談に行ったところ、脱退手当金が支給されていると言われた。受け取ってはいないのでA地方第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。その後、改めて考えてみたところ、株式会社Bの在職期間が違っているし、既に同社に勤めていない時期に旧姓から新姓に氏名変更されるのはおかしいので納得できない。再度、申し立てるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金に係る申立てについては、当時の事業所の事業所別被保険者名簿により、申立人の氏名は昭和37年1月27日に旧姓から新姓に変更されているとともに、同名簿の備考欄には「脱」の表示があることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更処理が行われたものと考えるのが自然であり、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りもなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約4か月後の同年4月30日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てに係る株式会社Bにおける脱退手当金を受給し

た記憶は無く、旧姓から新姓に氏名が変更されているとする当該変更処理 日について、既に同社に勤務していない時期に変更されるのはおかしいと 主張して再申立てしている。

しかし、申立人は、脱退手当金の受給に関しては受給した記憶が無いとするのみで、前回の申立て時とは別の新たな関係資料の提出及び事情の供述は無く、脱退手当金を受給していないとする事情は見当たらない。

また、申立人の氏名変更処理日については、申立人の戸籍謄本では昭和36年8月*日の婚姻により氏名が変更になっており、その後に事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名変更が記録されても不自然でなく、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立人は、株式会社Bにおいて厚生年金保険被保険者とされている申立期間②について、当該事業所を退職したのは昭和35年10月末ごろであり、その理由として、結婚式は35年11月*日のCに行ったので、在職中は結婚していなかったと主張し、資格喪失日の訂正を求めている。

しかし、申立期間の株式会社Bに係る事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和36年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格喪失をしていることが確認でき、申立人の主張する35年10月末ごろに退職したとすると、資格喪失日までの13か月にわたって、勤務していない申立人の厚生年金保険料を事業主が納付していたことになり不自然である。

また、同名簿により、申立人の標準報酬月額が昭和36年10月の定時決定で増額改定されていることが確認でき、勤務していない申立人の給与を事業主が増額するとは考え難い。

さらに、複数の同僚照会を行ったが、同僚の一人は「申立人は在職中に結婚した。株式会社Bを退職したのは昭和36年12月の暮れより1、2週間ほど前で、急に会社に来なくなって辞めた。」と供述しており、申立人が同社を退職する際には「会社には何も言わないで辞めた。」とする供述内容に近いことから、同僚の供述の信用性は高いと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要 は認められない。

埼玉厚生年金 事案 3308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から51年8月まで

② 昭和58年月不明から60年2月ころまで

私は、申立期間①当時は、A市のB株式会社Cの中、又はD市内にあった「E(又はF)G株式会社」というH会社(従業員 10人ぐらい)、申立期間②当時は、現在のI地にあったJの会社「有限会社K」(従業員 20人ぐらい)に勤務した。いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA市のB株式会社Cの中、又はD市内に あったE(又はF)G株式会社に勤務していたとしている。

しかしながら、「E(又はF)G株式会社」という名称の厚生年金保険適用事業所については、オンライン記録及び適用事業所名簿(索引簿)において記録が確認できない上、当該事業所名では所在地を管轄する法務局における商業・法人登記簿を確認することができない。

また、申立人の申立期間①における当該事業所に係る雇用保険の記録が無い。

さらに、申立人が申立期間①において事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人が事業主、役員及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①における申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人がL区にあったとしている有限会社Kとい う名称の厚生年金保険適用事業所については、オンライン記録及び適用事 業所名簿(索引簿)で確認することができない上、所在地を管轄する法務 局における商業・法人登記簿も確認できない。

また、申立人の申立期間②における当該事業所に係る雇用保険の記録が無い。

さらに、申立人が申立期間②において事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、当時の事業主、役員及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間②における申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認できる供述を得ることができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月16日から36年4月1日まで 国の記録では昭和36年4月1日からA株式会社で厚生年金保険に加入したことになっているが、私は35年5月から同社B支店C工場で正 社員として働き、厚生年金保険に加入していた。申立期間について厚生 年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店C工場に勤務していた親戚のD氏から同事業所の採用情報を得て入社し、D氏は申立人の上司の一人だったとしている。また、申立人と同時期に入社した同僚として4人の名字を挙げている。しかしながら、事業所に確認したところ、雇用期間については「確認できる資料が現存しないため不明。」としており、資格取得及び喪失等の届出を行ったかについては、事業所作成の名簿では、申立期間に申立人の氏名が確認できないこと及び事業所保管のA株式会社E部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(連名式)では申立人の資格取得日が昭和36年4月1日となっていることから、「届出は行ったが、申立てどおりではない。」とし、「申立期間については、当時の事業所の裁量によって、社会保険への加入が判断されていたと思われる。」としている。

また、A株式会社B支店の事業所別被保険者名簿によると、申立期間前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、同時期に入社したとする同僚4人の名字も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第3種被保険者として厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月8日から32年11月1日まで

A株式会社(現在は、B株式会社) C所に昭和 21 年6月8日に入社し、Dとして 28 年 3 月まで、Eとして同年 4 月から 32 年 11 月 1 日までの間坑内における業務に従事したにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の第 1 種被保険者期間とされていることは納得できない。同社退職時に、退職金計算の資料として受け取った坑内勤務証明書を提出するので、当該期間を第 3 種(坑内員)被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社C所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者であることが確認できるところ、同名簿の記録から、申立人と同時に入社した者のうち「坑内夫その他」の欄に「坑」の記載のある者と申立人の標準報酬月額を比較すると、昭和23年1月において申立人の標準報酬月額は「坑」の記載のある者の標準報酬月額の約半分であることが確認できる。

また、申立人が提出した坑内勤務証明書において、申立人の坑内勤務を証明した同僚二人について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者種別を確認したところ、共に申立期間において申立人と同じ第1種被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚二人について調査したところ、一人は申立人が一緒に勤務したとする期間は、C所入所前であることが確認できる上、D及びEは坑内員ではなかったと供述しており、もう一人の同僚は、申立人から昭和32年4月から同年11月までFについて直接指導を受け、

当該期間は坑内員であったと供述しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間について被保険者種別を確認したところ、第1種被保険者であることが確認できる。

加えて、これら二人の同僚が記憶している同僚のうち、申立人と同じ業務についた期間を記憶している者それぞれについて、オンライン記録により当該期間の被保険者種別を確認したところ、すべて第1種被保険者であることが確認できる。

また、上記の坑内勤務証明書において、申立人の入坑日数について月の所定労働日の過半数入坑していたとの記載がある上、同僚もC所においては、稼働日数の2分の1以上坑内作業を行えば坑内員とされていたと供述していることから、C所における坑内員は、厚生年金保険法における第3種(坑内員)被保険者(鉱業法に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する厚生年金保険法による被保険者であって第4種被保険者以外のものをいう。)とは異なっていたことがうかがわれる。

さらに、B株式会社は、「C所は既に閉鎖されており、当時の資料が無いため、申立てどおりの届出の有無及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から44年3月30日まで 申立期間当時、A地にあったB株式会社において、同社の下請会社で あるC株式会社の従業員として勤務していた。業務内容はDを行ってい た。

当時、C株式会社はE地にあったが、私達は当該事業所の事務所には 行かず、直接B株式会社の作業場に電車やバス等で通勤した。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないもののC株式会社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は「申立期間当時から唯一在籍している当社の社員によると、申立人は当社に勤務していたと思われるが、当時の関係資料はすべて廃棄済みであることに加え、当時の責任者も既に死亡しており、申立人の採用区分、在籍期間、勤務状況、給与及び社会保険の加入状況等について確認することはできない。B株式会社の下請けをしていた当時は、本雇用以外に臨時雇いの者も使用していた。臨時雇いの者については、人集めをD(当時は「E」と言っていた)に依頼しており給与もDを通じて納付していた。臨時雇いの者については、C株式会社として社会保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人については申立期間以後である昭和 51 年に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し

ていることを確認できるが、ほかの一人については当該事業所に係る厚生 年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿 において、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号にも欠落は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 20 日から 48 年 1 月 31 日まで 年金記録を確認したところ、昭和 46 年 11 月 20 日から 48 年 1 月 31 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いが、この間、退職等の事実 は無く、健康保険証も返却しておらず、妻と子供が病院に通っており使 用していた。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人が株式会社Aに勤務し、 営業担当であったことがうかがえる。

しかし、株式会社A元役員によると、昭和 46 年以降、労働争議が発生し、経営不振に陥ったことから、営業部門を分社化し株式会社B及びC(登記の事実無し)を新設したが、当該2事業所は社会保険に未加入だったとしており、分社化以降に就任した別の役員は、営業業務を別会社にした際、株式会社Aでは社会保険の喪失手続を取ったとしている。なお、分離設立された株式会社B及びCは、いずれも適用事業所名簿には見当たらない。

また、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の記録は、同社における最初の厚生年金被保険者記録と離職日が1日相違するのみで、ほぼ合致していることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 42 年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46 年 11 月 20 日に資格を喪失後、48 年 2 月 1 日に再度資格を取得していることが確認できるほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に整理番号の欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3315 (事案 669 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年9月まで

私は、A社(現在は、B株式会社)に昭和48年3月に入社し、49年9月までCとして勤務したが、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が空白となっている。申立期間当時、住民票とは異なる住所に居住していたことを思い出したので再度調査をし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

なお、社会保険庁の記録では、私のA社での厚生年金保険被保険者期間は昭和 49 年 11 月 1 日から同年 12 月 27 日までとなっているが、それは誤りである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)厚生年金保険適用事業所名簿により、A社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間以後の昭和49年9月11日であることが確認できること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所の新規適用日である49年9月11日から申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年11月までの期間において、健康保険の整理番号が連番で欠番の無いことが確認できること、iii)申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いこと、及びiv)このほか、雇用保険の加入記録が無い上、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間当時の申立人の実際の居住地が住民票の住所地と異なっていたことを思い出したことを申立ての理由としているが、申立人の実際の居住地と住民票の住所地は、いずれも同じD町(現在は、E市)内であることが確認できる。

また、今回の再申立てを踏まえて、事業主及び同僚への再照会、申立人の被保険者記録の再確認を行ったところ、i) 同僚の一人から、新たに「申立人の勤務期間は昭和49年11月から同年12月27日までであった」との供述、及びii) 事業主からは、改めて「当社は49年9月11日に適用事業所になったので、それ以前は資料も何も無い」との供述があった。

なお、A社は、昭和50年5月24日にB株式会社として登記されたことが登記簿謄本により確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情や、厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年ころまで

② 昭和51年7月21日から52年5月20日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。申立期間①については、学校(A校)の紹介で、B地のC社に就職し、Dの仕事をした。申立期間②については、E市のF社に勤務しDの仕事をした。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立内容及びA校が提出した申立人 に係る「高等学校生徒指導要録」において、就職先としてC社が記載さ れていることから、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社G に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、同事業所は、厚生年金保険の 適用事業所になっていることが確認できない。

また、株式会社Gの商業登記簿謄本に記載された代表取締役及び複数の役員は、申立期間①当時、関連会社である株式会社Hにおいて厚生年金保険に加入していることが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるが、同名簿には申立人の記録は無い。

さらに、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、勤務実態及び 保険料控除に関して照会することができない。

加えて、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、同僚の調

査を行うことができず、申立期間①における勤務実態及び事業主による 厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、株式会社 I に勤務していたことは認められるが、適用事業所名簿により、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、事業主は、当時の資料は残ってないが、厚生年金保険には加入 していないと回答している上、申立期間②当時の事業主に係る年金記録 をオンライン記録から確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、同僚の調査を行うことができず、申立期間②における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料 を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成元年9月5日から同年10月2日まで厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社Aにおける資格取得日が平成元年10月2日となっている。同社に入社したのは、同年9月5日と記憶しており、雇用保険被保険者証も同日の資格取得となっているので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは雇用保険被保険者記録から認められる。

しかしながら、事業主は「当時の関係書類は保存されておらず、申立人に係る勤務及び厚生年金保険料控除の有無については不明であるが、当社としては健康保険厚生年金保険については正しく届け出ているはずである。申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が平成元年 10 月 2 日になっているのは、同年 9 月の所定出勤日数が正社員より少なかったためではないか。」という旨の回答をしている。

なお、申立人と同時期に勤務していた9人の同僚は当該事業所における 自分自身の雇用条件や勤務形態について記憶している者はいなかったが、 回答を寄せた同僚の一人は、会社の経理や人事管理はきちんと行われてい たと思うと供述している。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和34年3月2日から38年2月1日まで

私は、昭和34年3月にA株式会社に入社し38年に妊娠のために退社したが、社会保険庁(当時)の記録ではこの間の厚生年金保険料が41年8月15日に脱退手当金として支給されたようになっており、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

退職する時に、経理の方から「これは大事だから」と厚生年金の被保険者証を渡された記憶があるが現在は見当たらない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手 当金の支給を意味する「脱」の押印があるとともに、支給金額についても、 当該名簿で推認できる標準報酬月額で計算するとほぼ一致する。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和49年10月に国民年金に加入するまで、強制加入期間があるにもかかわらず、加入手続をしておらず、年金に対する意識が高かったとまでは考え難く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から62年12月7日まで 私は、有限会社Aに昭和53年10月1日に定時制高校の紹介で入社し、 62年12月7日に退職するまで同社でBに従事したが、この間の厚生年金 保険の記録が無い。

この間、腰痛などでC院に通院して健康保険証を使用するなど、厚生年金保険に加入していないということはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの事業主の親族である従業員(以下「事業主関係者」という。)二人は、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたと供述しているほか、申立人が複数の同僚の名前を覚えていることなどから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の記憶や事業主関係者及び複数の同僚の供述から、申立期間に勤務していたとみられる複数の従業員についても、被保険者としての記録が認められない上、事業主関係者以外の同僚は「社会保険には希望して入れてもらった。」、「社会保険への加入は希望制だった。」と述べている。

また、同僚の一人は、「事業主とその関係者以外 10 年も勤めた人はいないと思う。」と述べている上、事業主関係者以外の複数の同僚は、申立人については覚えが無いと供述している。

さらに、有限会社Aの昭和 53 年 5 月 8 日から平成 2 年 6 月 1 日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が申立期間に健康保

険厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、当該原票の整理番号及びオンライン記録に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月5日から36年1月21日まで 社会保険庁(当時)の記録ではA株式会社(現在は、B株式会社)に 勤務していた際の厚生年金保険の加入記録が脱退手当金支給済みとなっ ているが、私自身そのようなお金を受け取っていないし、手続もしてい ない。納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を請求・受給していないと申し立てているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印があるとともに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金が支給決定されたとする昭和36年3月30日の直前の同年3月1日に脱退手当金の裁定に必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から、申立期間に係る脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているほか、申立人の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年1月21日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格がある者17人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち12人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が見受けられることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年6月ころまで

② 昭和48年9月ころから50年9月ころまで

③ 昭和50年9月ころから52年9月ころまで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和43年4月から44年6月ころまで勤務していたA院、48年9月ころから50年9月ころまで勤務していたB院、同年9月ころから52年9月ころまで勤務していたC院の厚生年金保険の被保険者記録が無く、間違っていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張するA院は、健康保険 厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金 保険の適用事業所であったことの事実を確認することができない。

また、D会によれば、A院は、昭和 43 年にはE町に存在し、院長を F氏として同会に登録していたが、現在の会員登録は無い。

さらに、不動産登記簿謄本において、申立事業所の所在地は平成3年4月まで院長又はG姓の3人が所有していたことが確認できるが、いずれの氏名においてもA院に係る厚生年金保険の被保険者記録を持つ者は確認できない上、連絡先が不明のため、供述を得ることができなかった。

2 申立期間②について、申立人が勤務したと主張するB院は、健康保険 厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金 保険の適用事業所であったことの事実を確認することができない。

また、院長は、「個人院であり、昭和 48 年の開院以来、現在も厚生年金保険には加入しておらず、当然ながら給料からも保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、当該事業所の確定申告及び年末調整を担当している会計事務 所職員も、昭和48年度から52年度までの確定申告書の控には申立人の 氏名は見当たらない上、年末調整等の業務時に、同院従業員の給与から 厚生年金保険料の控除を確認したことは無い旨供述している。

なお、H組合によれば、申立人は、申立期間②中の昭和 49 年 4 月 22 日付けで、当時申立人の夫が加入した同組合の被扶養者資格を取得している。

3 申立期間③について、申立人が勤務したと主張するC院の当時の院長は、「当時は厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していない。」と供述している。

また、現在の院長は「当時とは代が替わっており、資料等は廃棄されているため、申立人が勤務していたか否かも分からないが、当院は、平成20年から厚生年金保険の適用事業所となっている。それ以前は、当然ながら給料からも保険料を控除していないし、当時厚生年金保険に加入していたということは考えにくい。」と供述している上、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成20年7月3日であることが確認できる。

なお、申立人は、昭和49年4月22日から平成20年3月21日まで、 当時申立人の夫が加入していたH組合に被扶養者として加入していると ころ、同組合は、当時の被扶養者調書は保管しておらず実施時期は分か らないものの、1年から2年に一度は被扶養者資格の再確認を行ってい たとしている。

4 すべての申立期間について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は 確認できない上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないため、こ れらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供 述を得ることはできない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和37年4月21日から同年11月30日まで昭和37年3月1日から同年11月30日まで継続してA株式会社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月21日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月1日から同年11月30日まで継続してA株式会社B工場に勤務していたとしているが、現在の事業主であるC株式会社から提出のあった資料によれば、同年3月1日から同年4月21日までの期間について厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、オンライン記録から連絡先が判明した当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保 険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険 料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月ころから44年1月14日まで

② 昭和62年9月1日から63年8月ころまで

昭和 43 年 2 月ころから 44 年 1 月 14 日まで株式会社Aで勤務していたにもかかわらず、その期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和62年9月1日から63年8月ころまで株式会社Bで勤務していたにもかかわらず、その期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は確認できないものの、事業主及び当時の同僚の供述により、入社日及び退社日は不明であるが、申立人が株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主である株式会社Cは申立てに係る調査について、当時の資料が無く不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和43年12月1日であることが確認できる上、被保険者の人数を男子5名、女子1名の計6名と記載しており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(申立人の氏名が確認できない。)に記載されて

いる人数と一致している。

さらに、当時の同僚一人は給料から厚生年金保険料が控除されたのは、 昭和43年12月以降であったと供述している。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、株式会社Bに勤務していたとしているが、申立期間②における雇用保険の加入記録を確認できない上、現在の事業主は、申立人が株式会社Dに昭和60年10月1日から62年9月1日まで籍をおいていた間、同事業所の関連会社である株式会社Bで勤務していたことはあったが、その間は株式会社Dから給与を支給しており、申立期間②において、株式会社Dに在籍しておらず、また、株式会社Bから給与を支給していたことはないと供述している。

また、当時の同僚に申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金 保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなか った。

なお、オンライン記録によると、申立期間②については、国民年金保険料が納付済みであることが確認できる上、昭和 63 年 3 月以前の国民年金の納付時期については、既に記録が無く確認できないものの、63 年 4 月以降の国民年金について、現年度納付であることが確認できる。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月ころから3年12月ころまで ねんきん定期便の厚生年金保険の被保険者期間を見て、平成元年2月 ころから3年12月ころまで、株式会社AでBの店員をしていた時の記

録が無いので申し立てた。

当時、寮完備の住み込みで働けるという理由で就職し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B店を運営する事業所名を覚えていなかったが、B店に1年余り勤務した後、系列のC店に勤務した時に店長から渡された名刺に株式会社Aと記載されていたことを思い出し申し立てたとしているところ、同社について調査した結果、同社は株式会社Dの関連会社であったことが判明した。

しかし、株式会社Aの事業主からは、「従業員が厚生年金保険に加入するには、本社である株式会社Dに申請を起こし、承認された者が同社の社員として厚生年金保険に加入するという流れであった。」と回答を得るものの、オンライン記録によると、株式会社Dにおける申立人の被保険者記録は無い。

また、申立人が記憶している申立人の後任として同様の業務内容で勤務 していたとされる4人の同僚については、申立期間に近接する期間におい て厚生年金保険の被保険者記録がいずれも確認できない。

さらに、株式会社Aに係る申立人の雇用保険の加入記録は無く、同社で 勤務していたことを確認することはできない。

加えて、申立人が入社時に一番良く覚えていると供述する店長は、「申

立人について名前も顔も一切記憶が残っていない。また、入社して即日に厚生年金保険の資格を取得したかどうかも記憶が無い。」と供述している。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月1日から12年3月31日まで

② 平成12年4月1日から同年9月30日まで

③ 平成12年10月1日から13年9月30日まで

平成 11 年 6 月 1 日から 14 年 6 月 12 日まで、株式会社 A の B 店に勤務していたが、11 年 6 月から 13 年 9 月までの厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が誤っていると思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、株式会社Aから提出された、申立人の月別給与支給額によると、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、平成 11 年6月の資格取得時が12万6,000円、同年10月の算定時が13万4,000円であり、申立人のオンライン記録における標準報酬月額(12万6,000円及び13万4,000円)と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間①について、株式会社Aの事業主は、「申立人が当初

平成 12 年4月1日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得し、標準報酬月額が14万2,000円で決定されているところ、11年6月ころから同社における1週間の労働時間が正規社員の4分の3以上になっていることが判明したため、同年6月1日にさかのぼって資格取得届を提出し、取得時の標準報酬月額が12万6,000円で決定されたこと、及び保険料の給与からの増額控除が発生することから、申立人に当該事情の説明を行ったと思われる。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険事務所(当時)の査察により、実労働時間が恒常的に1日6時間以上のパートは社会保険加入という話があり、私は、それならルールどおり、2年さかのぼってほしいと申し出た。」と供述している上、申立人から提出された申立期間の全期間に係る給与支給明細書には、平成11年6月分から12年4月分(保険料は翌月控除)まで厚生年金保険料の控除が無いことから、申立期間①については当初厚生年金保険に加入していなかったと認められる。

さらに、申立人から提出された株式会社Aが申立人に送った文書において、「平成12年4月からの加入を、11年6月にさかのぼって加入し、訂正手続を行ったので、さかのぼった期間の保険料を納めていただく必要があること、また、訂正に伴い、12年4月から同年9月までの保険料が変更となったので、既に給与控除している保険料との差額を相殺した金額を新たにお支払いただきたい。」と説明が記されているが、11年6月から同年9月まで及び同年10月から12年9月までの標準報酬月額を算出した根拠については、何も記されていないことが認められる。

加えて、株式会社A及びC組合に申立期間①に係る標準報酬月額を確認したところ、「申立人に係る社会保険関係の届書は、既に保存期間経過後のため、廃棄済みであるが平成 11 年 6 月の資格取得時は 12 万 6,000 円、同年 10 月の算定時は 13 万 4,000 円である。」との回答があった。あわせて、株式会社Aから提出された申立期間の全期間に係る月別給与支給額から、申立期間①に係る厚生年金保険料については、申立人の 13 年 10 月から 14 年 5 月までの給与から分割して増額控除されていることが認められる。

2 申立期間②については、株式会社Aから提出された、申立人の月別給与支給額によると、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額(13万4,000円)と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、株式会社Aからの、「申立人が当初資格を取得していた期間の うち、平成12年4月1日から同年9月30日までの標準報酬月額14万 2,000 円と 11 年 10 月の算定において標準報酬月額が 13 万 4,000 円で決定された以後の申立期間②に係る厚生年金保険料の差額分の還付については、追加発生した厚生年金保険料の被保険者本人負担分において相殺を行った。」との回答のとおり、同社から提出された申立人の月別給与支給額により、申立人の平成 13 年 10 月から 14 年 5 月までの給与から、厚生年金保険料の増額控除の際に支払調整が行われていることが認められる。

3 申立期間③については、株式会社Aから提出された、申立人の月別給与支給額によると、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額(15万円)と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、株式会社A及びC組合に申立期間③に係る標準報酬月額を確認したところ、申立人に係る社会保険関係の届書は、申立期間①と同様に廃棄済みであるが、標準報酬月額は 15 万円であるとの回答があり、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額に変動は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月18日から35年7月1日まで 社会保険庁(当時)の記録では、A(現在は、B)のC部での厚生年 金保険被保険者資格を昭和34年8月18日に喪失したことになっているが、 35年6月30日に退職するまで、AのDに継続して勤務していたことに間 違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、AのC部Dに継続して勤務していたことは、Eの履歴証明書により確認できる。

しかし、AのC部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、複数の同僚とともに、昭和33年8月18日付けで被保険者資格を取得した後、34年8月18日付けで、当該同僚らとともに同資格を喪失したことが確認できる。

一方、F組合本部G部HのI組合加入記録の調査回答から、申立人は、昭和33年8月18日にJとして採用された後、採用時から12か月を経た34年8月18日に、国家公務員共済組合法に基づく、同法施行令第2条第1項第7号に規定する職員に該当するとして、共済組合員資格を取得したことが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、同日付けで喪失したと認められる。

また、前述した複数の同僚が、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日に、共済組合員資格を取得した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から41年1月10日まで

被保険者記録照会回答票によると、昭和38年4月から41年1月までの厚生年金保険の被保険者期間が空白になっているが、大学の夜間部に在学しながらアルバイトとしてA株式会社に勤務しており、雇用保険に加入し雇用保険料が引かれていた記憶もあるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。この期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A株式会社での業務の内容を詳細に供述していること、及び申立人が唯一記憶している上司と同じ名字の被保険者が、「申立人の名前は記憶にないが、Bを担当していたアルバイトの学生が、申立期間ころ数 10 名いた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「厚生年金保険の資格取得者を管理している台帳に申立人の氏名は無く、申立てどおりの届出を行っていない。」と回答している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、当該台帳と当該被保険者名簿の記録は合致している。

また、申立人が記憶している当該上司は、「申立期間当時、アルバイトは人事部を通さずに採用し、社会保険には加入していなかった。仮に社会保険に加入するアルバイトがいた場合、必ず人事を通しているはずなので、事業所に記録が残っているはずである。」と供述しており、当時の人事担当も、「人事部が募集して採用した社員は、すべて正社員として厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。